

## 日本アーカイブズ学会 第3回 登録アーキビスト研修会報告

### 1. 基本情報

(1) 日時： 13:30～17:15

(2) 場所：東洋大学白山キャンパス 10号館 A101 教室

(東洋大学白山キャンパスアクセス <http://www.toyo.ac.jp/site/access/access-hakusan.html>)

(3) テーマ：「アーカイブズの利用に係る法的問題～著作権・プライバシー権・肖像権との関係で～」

講師：早川和宏氏（東洋大学法学部教授・弁護士・当学会副会長）

(4) 参加者：20名

(5) プログラム

13:00 受付開始

13:30～13:35 開会挨拶・趣旨説明

13:35～14:40 講演

14:40～14:45 休憩・会場設営

14:45～16:05 グループディスカッション（20分×3回）

16:05～16:15 休憩

16:15～16:45 グループ報告・質疑応答

16:45～17:15 登録更新手続・国立公文書館アーキビスト認証制度との関係について

17:15 閉会挨拶

### 2. 研修会概要

日本アーカイブズ学会では、2019年9月7日（土）、東洋大学において登録アーキビスト資格者を対象とした研修会を開催いたしました。研修会では、本会副会長でもある早川和宏氏（東洋大学法学部教授・弁護士）による講演「アーカイブズの利用に係る法的問題～著作権・プライバシー権・肖像権との関係で～」と、参加した登録アーキビスト資格者たちによるグループディスカッションが行われました。

講演後のグループディスカッションでは、「(1) アーカイブズを利用（閲覧・写しの交付・展示・ウェブ等）に供する上で、法律上留意すべき事項には何があるか」、「(2) それをクリアするためにはどうすればよいか」をテーマに議論が行われ、登録アーキビスト資格者たちが普段現場で抱える著作権・プライバシー権を巡る課題・疑問が共有され、グループ報告では以下の点などが指摘されていました。

（グループ報告の主な意見）

- ・資料寄贈時に契約をする意識が低かった時代に受け入れた資料についても、公開に向け著作権処理などの事後処理が必要であるが、遺族の所在が不明であるなどうまくいかない場合も多い。受入れ段階での契約の重要性が指摘された。また公開までの権利処理の必要性に関して啓蒙活動を進めていくべき。
- ・プライバシーは守られるべきで、適切な手続きを行なうべきであるが、公開をすることで遺族から喜ばれる場合があることも事実である。
- ・著作権などに関するガイドラインや失敗事例に関する共同データベース（国立国会図書館のレファレ

ンスデータベースのようなもの) の設置や、論文などでの事例紹介など情報共有できることが望ましい。特にアーカイブズは一人職場が多いので情報共有のデータベースの効果は高い。

- ・アーキビストの場合、著作権以上にプライバシー・個人情報などの権利への関心が高いように思う。アーカイブズに関しては、公開という広がる視点とプライバシーという狭める視点を同時に議論しなければならないところに難しさがある。
- ・遺族の心情を考慮し、利用目的に配慮した公開の在り方も検討されるべき。
- ・同様の文書であっても各機関で対応が異なる場合もあり、判断の参考となる「公開の基準」があるとよい。
- ・文化庁裁定の制度を積極的に活用していくべきではないか。近年、文化庁の基準が緩和されており、マニュアルも充実している。迷った場合には文化庁の担当者に相談することで利用の可能性が広がるのではないか。



以上